

伊勢原市高齢者の住民主体の通い場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1 目的

このガイドラインは「伊勢原市高齢者の住民主体の通いの場」における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、参加者及び事業関係者一人一人がその対策を行うことを促し、感染・感染拡大予防を図ることを目的としています。

2 対象事業

- (1) ミニデイ（サロン）
- (2) 地域ダイヤビック教室
- (3) その他住民主体活動

3 感染防止のための基本的な考え方

高齢者の通いの場における参加者及び事業関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、次の3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなどに取り組むことが重要です。

- ① 換気を励行する
窓を開けて換気を行ってください。（1時間に2回以上、2方向を1回、数分）
- ② 人の密度を下げる
密集しないよう、お互いの距離を確保（互いに手を伸ばしたら手が届く範囲として2mを目安）するか、対面を避けて横並びに座るなど、人の密度を下げてください。
- ③ 近距離での会話や発声を避ける。
周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、症状がなくてもマスクの着用を徹底してください。

4 事業関係者が講ずる具体的な対策

事業関係者は、新たな生活様式を取り入れた運営をお願いします。ここでは、三つの密を避けるとともに、感染防止への対策が重要となります。

（1）再開するうえでの年間計画の検討

- 会場使用にあたり、定員の半数程度として計画してください。
人と人との距離を2m程度開ける又は隣席を空ける、対面を避けるなどの対応ができる工夫をお願いいたします。
- 参加者数が多く部屋の定員の半分の人数での実施が困難な場合は、開催時間を短

縮し、1回の参加人数を減らし2回開催することや、2部屋を使うなどの検討をお願いします。

○対面で行うゲーム（トランプ、囲碁、将棋等）は控えてください。

（２）施設内の各所における対応策

① 会場内

- 事前に水と石けんで手洗い（30秒）をするか、アルコールによる手指消毒を行い、ドアノブや手すり、電気のスイッチ等多くの方が触れやすい場所を界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて適宜消毒を行ってください。
- 消毒液は、複数の手が触れる場所や物（手すり、ドアノブ、テーブル、机）は塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム0.05%）やアルコール等で消毒してください。（別紙資料に次亜塩素酸を0.05%に希釈して消毒する方法を掲載しております。）
- 事前に手洗いが出来ない場合は、使用する会場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置し、参加者が手指消毒を行うようにしてください。必要であれば、入口数を制限することも検討してください。
- 事業等の前後及び教室の休憩中に、会場内のドアや窓を開けるなど換気を行ってください。
- 開催中は定期的に1時間に2回以上の換気（2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど）を行ってください。
- 会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- 開催内容によっては、一人の占有面積が通常よりも必要な場合は、内容やスケジュールの変更を検討してください。

② トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- 手洗い用の石けんを配置し、手洗いの手順に基づき適切に行ってください。（感染防止の視点からできるだけプッシュ式にしてください。固形石けんを使用する場合はできるだけ個人で使用してください。）
- 共用のタオルは使用せず、参加者個人のハンカチ等を使うように徹底してください。
- 会場のトイレの混雑が予想される場合、主催者はできるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、参加者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請してください。

③ 飲食管理等

事業関係者は飲食する場合に対して、できるだけ提供は行わないように配慮してください。また、提供する場合は以下のことにご注意ください。

- 現金の取扱いをできるだけ減らしてください。
- 飲食物を提供する場合、グループとグループとの距離が概ね2m以上となるよう座席を配置する又は対面しないなど、席の配置を工夫してください。

- 混雑時の飲食会場への入場制限を実施してください。
- 施設内の換気を徹底してください。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- 飲食提供に関わる事業関係者は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用
者も手指消毒を行ってから入場するようにしてください。
- 飲食を提供する従事者のユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてく
ださい。
- 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を
遮蔽するよう努めてください。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わな
いようしてください。取り扱う場合は前後に消毒してください。
- 飲食の提供では、できるだけ蓋をする、ラップをするなどの工夫をしてください。
- 飲み物などは参加者各自持参したものを基本とし、提供する場合は手や口が触れる
ようなもの（食器やコップ、箸など）は使い捨てのものにしたり、洗剤で適切に洗
浄するようにしてください。
- 弁当等を提供し持ち帰る場合には、食中毒予防のため衛生管理に注意いただくよう
依頼してください。
- 飲食をする場合において食事前後に手指消毒の励行を依頼してください。
- 飲食する場合において、対面をできるだけ避けるなど工夫をしていただくよう依頼
してください。
- 大皿のものは取り箸を使用するか避けてください。各自の箸で取り分けることは避
けてください。
- 茶果は個別包装されたものを選定してください。

④ 清掃・ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液等が付着したごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ってから捨てる
ください。
- 清掃やゴミの廃棄を行う事業関係者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- 使用後の椅子・机等物品は必ず消毒し、現状復帰をしてください。
- 作業を終えた後は、手洗いを行ってください。

（3）参加者に関する感染防止策

- 事業の運営に必要な最小限度の人数とし対応を工夫してください。
- 各自検温を行い、37.5℃以上（または平熱比1度超過）の発熱がある場合には自
宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場
合も、自宅待機としてください。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛み
結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- 同居家族においても同様の症状等がある場合も自宅待機としてください。
- 事業関係者は、緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- 事業の内容上困難な場合を除き原則としてマスクを着用していただき、事業関係者

間互いに手を伸ばしたら手が届く範囲（2m）以上、十分な間隔をとるようにしてください。また、事業等開催前後の手指消毒を徹底してください。

- 日頃からの感染防止対策（体調の管理、接触の制限、咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指消毒の励行など）の周知徹底を行ってください。
- 参加者は各自水筒やペットボトルでの水分を準備し、持参しない場合の提供は手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は使い捨てのものにするほか、洗剤で適切に使用するようにしてください。
- 食器等を洗浄する場合は熱水（80℃の熱水に 10 分間さらす）や塩素系漂白剤（濃度 0.05%に薄めた上で使用）で消毒するようにしてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- 複数人が共用する物品（機器・文房具等）は適切に消毒できない場合は使用を中止するか、特定の個人のみが使用できるようにし、分けて保管してください。
- 準備・片付けに十分な時間を設定し、密な空間の防止に努め、感染防止対策を講ずるようにしてください。

（４）保健福祉事務所との関係

- 事業関係者に感染が疑われる場合には、保健福祉事務所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

5 参加者に協力を求める具体的な対策

（１）参加者への事前の準備について

- 事業関係者は事業等の開催にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫について参加者に事前に伝えてください。
- 参加者への日頃からの感染防止対策（体調の管理、接触の制限、咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指消毒の励行など）の啓発・普及を行ってください。
- 参加者に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上（または平熱比1度超過）の発熱がある場合には参加しないよう事前に周知するようにしてください。
- 参加者（申込み者）には、日々の体調等の記録を付け、当日及び過去14日以内に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がみられた場合は参加を見合わせるよう周知してください。
- 参加者の同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は、外出しないようにご理解・ご協力を求めてください。
- 参加者の氏名、住所、電話番号等連絡先を把握し、いつでも施設等へ提示できるようにご理解・ご協力を求めてください。

（２）参加者の入場時の対応

- 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
- ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上（または平熱比1度超過）の発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がある場合

□入口付近での密接の状態を避けるため、来所時間が重なった時には、会場の外で参加者間の距離を取り、待っていただくなどの工夫を行ってください。

（３）会場内の感染防止策

□感染を防止するため、消毒や換気の徹底、屋内にいるときや会話をするときはマスク着用と会話抑制等予防に努めてください。

□マスクを着用したまま運動を行う場合、こまめに水分を摂り熱中症に努めてください。

□息が荒くなるような運動は避けてください。

□マスクを着けて運動する場合は、マスクをしない時に比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げる、休憩を取るなど配慮してください。

□熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行ってください。

□座席の最前列席は講師等から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席の配置にするなどの対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果をもつ措置等）に努めてください。

□開催中の参加者同士の接触は控えていただくよう周知してください。

□できる限り、目・鼻・口は触らないように周知してください。

□従事者や関係者及びボランティアが参加者と接触するような演出（声援をする、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。

□開催内容における合唱は極力控えることや、楽器などの演奏は会場や参加人数などを十分考慮し、感染防止対策を考慮して行うようにしてください。

□歌を控えるとともに、文字（紙）や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくしてください。

□カラオケなどでもマスクを着用するようにしていただき、マスクをしない場合は、共用するマイク等を人が代わるごとに消毒すること及び聞き手との距離を通常の2倍（4m）以上開けるなどの工夫をお願いします。

□場内における会話は控えていただくよう周知してください。

□事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

□家に帰ったらまず手や顔を洗うことやできるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる等の取り組みをしていただくようにしてください。

（４）外での活動における感染防止策

□外での活動においても接触感染や飛沫感染を防止するため、人と人との距離が2m以内となるならばマスク着用と会話抑制等の予防に努めてください。

□息が荒くなるような運動は避けてください。

□マスクを着けて運動する場合は、マスクをしない時に比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げる、休憩を取るなど配慮してください。

- 熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行ってください。
- 運動時等は人と人との距離が2m以上の確保ができている場合は、マスクをはずしても可能です。
- 開催中の参加者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- 参加者同士と接触するような演出（声援をする、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする、接触する等）は行わないようにしてください。
- 開催内容においての合唱は2m以上開け、楽器などの演奏は会場や参加人数などを十分考慮し、感染防止対策を考慮して行うようにしてください。
- トイレなどで施設等を利用する場合などは混雑の緩和、並ぶ時の人と人との距離の確保に努めてください。
- その他、準備・片付けにおいても十分な感染防止対策を講ずるようにしてください。
- 事業関係者、参加者に感染が疑われる場合には、保健福祉事務所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- できる限り、目・鼻・口は触らないよう周知してください。

（5）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

（6）参加者の退場時の対応

- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、時間差での退場等の工夫を行ってください。
- 出口付近での密接の状態を避けるため、帰宅時間が重なった時には、会場の外で参加者間の距離を取り、待っていただくなどの工夫を行ってください。

（7）事業開催後の対策

- 事業開催ごとに、可能な範囲で参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- 施設管理者による参加者名簿の提出を求められる場合は、提出できるようにしてください。
- 感染が疑われる者が出た場合、保健福祉事務所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- 個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策をしてください。